

平成30年度 清滝小学校いじめ防止基本方針

I いじめ防止に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法 第2条】

2 いじめ防止に関する基本理念

いじめは決して許されることではない。いじめをさせない・許さないという考え方のもと、毅然として指導していく必要がある。いじめは、どの子にも起こる可能性のあるもっとも身近で深刻な人権侵害であることを念頭に、具体的な取組を推進していく。

○学校教育全体を通して、いじめは決して許されないという規範意識を児童に身につけさせる。そのために、適切な人間関係の構築、自己有用感の醸成、関わりや豊かな体験を通していじめ防止に向けた土壌作りを進める。

○いじめの早期発見・早期対応ができるようにするために、「生活指導委員会（いじめ対応チーム）」を中心に、いじめアンケートの実施、交流会などをはじめとした教育相談体制の充実を図るとともに、職員研修等を行い、いじめ防止や人権の意識を高める。

○適切な対応・措置ができるように、学級経営や日常の授業作り、保護者への連絡・相談を充実させ、児童・保護者との信頼関係の確立を図る。また、関係機関との連携を強化し、情報交換や支援要請を積極的に行う。

II 校内いじめ対応チームの設置（校内組織：生活指導委員会）

学校いじめ防止基本方針の目的を達成するために「校内いじめ対応チーム」を設置し、全職員の協働と関係機関との連携を図る。

1 構成員

校長、教頭、生活指導担当、担任、学年部代表、特別支援コーディネーター、養護教諭を基本とし、実態等に応じて柔軟に対応する。

2 運営

定期的開催し、児童の実態把握、情報交換を行う。（月1回以上）

いじめの疑いがあった段階で、直ちに「いじめ対応チーム」を開催する。

3 活動内容

「いじめ対応チーム」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担うもので、いじめ事案が発生した際に速やかに招集し、事実の確認・認知・対応策の話し合いを行う。いじめ解消に向けての見守り・解消の確認を行う。

Ⅲ いじめの未然防止、早期発見、早期対応

いじめを未然に防ぎ、速やかな解決のために、以下のように進めていく。

1 未然防止

○いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りをすすめる。

- ・わかる授業、すべての児童が参加し活躍できる授業づくりの推進
- ・たてわり活動（異学年交流）推進
- ・アンケートやアセスの定期的な実施
- ・児童理解と、児童・保護者との良好な関係づくり
- ・情報モラル教室等によるネットいじめについての意識向上、啓蒙

○教育相談、日常的な相談窓口を設置し、児童・保護者へ周知する。

2 早期発見

○いじめの相談・通報窓口の設置を周知する。

○全教職員による、いじめや問題行動に関する情報収集、情報共有。

○関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等による事実関係の把握

3 早期対応（措置）

○いじめの疑いがあった段階で、いじめ対応チームが中心となり、情報の共有と組織的な対応、支援や指導について、方針を検討、決定する。

○被害を受けた児童を徹底して守る姿勢を貫き、被害児童の継続的なケアに努める。

○加害児童に対して、人格の成長を考えた教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともに、いじめの背景を探り、事情や心情をくみとりながら、再発防止に向けて、継続した指導・支援を行う。

○教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係諸機関との連携のもと取り組む。

○いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合など、直ちに警察など関係機関に通報、連絡する。

4 いじめの解消

《いじめの解消の要件》

- ①いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと

5 教職員の研修

○年間計画に基づき、いじめ対応に向けた研修を実施する。

○いじめ防止に向けて、児童理解研修や道徳、人権教育研修を推進する。

○配慮を要する児童への対応・指導について研修し、共通理解をすすめる。

6 年間計画（平成30年度）

	取組内容	
4月	年間計画の確認、学級経営案検討会	
5月	児童理解交流会、アセス交流会、個別	子どもの心を理解する強化月間
6月	神鍋マラソン（ボランティア）、道徳参観日	
7月	児童理解交流会、情報モラル教室、くらしアンケート	学警連絡会
8月	カウンセリングマインド研修、特別支援研修	
9月	児童理解交流会 学級経営案検討会	学警連絡会
10月	アセス交流会、福祉体験学習	子どもの心を理解する強化月間
11月	児童理解交流会、桜を守る活動（ボランティア）	
12月		人権週間
1月		学警連絡会
2月	児童理解交流会、アセス交流会	
3月	年間計画のふり返し、引き継ぎ	

※毎月、いじめアンケートの実施と情報交換会

※月1回 生活指導委員会（いじめ対応チーム）で情報収集、協議。

※縦割り活動《集会、清掃、遠足など》

IV 重大事態への対応

1 重大事態への定義

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（いじめ防止対策推進法第28条）

2 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）、は、直ちに教育委員会に報告する。

3 調査・報告

「いじめ対応チーム」を中核として、速やかに対処するとともに、再発防止も視野に入れた「調査」を行う。調査の結果を直ちに教育委員会に報告する。

4 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実を報告する。

V いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対する組織体制や対応の流れの見直しを年に1回行い、必要に応じて組織や取組の見直しを検討し、措置を講じる。

組織的対応の流れ

